

糸田町町長交際費支出基準及び公開に関する要綱

平成 29 年 7 月 14 日要綱第 20 号  
改正 令和元年 5 月 31 日要綱第 5 号  
改正 令和 4 年 8 月 5 日要綱第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政の円滑な執行を図るため町長が町を代表し外部の個人又は団体と公の交渉に要するために支出する経費(以下「町長交際費」という。)について、その支出基準及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 町長交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の伸展に功績があったもの
- (3) 事故、災害等にあったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(支出基準)

第 3 条 町長交際費は前条に掲げるものとの交際において、法令で制限があるもののほか、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の支出をすることができるものとし、その基準額は次のとおりとする。

支出区分	支出内容	基準額
1 懇談会等費	民間の有識者や各種団体等との懇談会等の会合などで、飲食等を要しその実費の額が不明である時の経費	参加者 1 人につき 10,000 円を限度
2 会費	各種団体等が行う懇親会等に出席する場合(代理として町長が指名した者が出席する場合を含む。)の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は 10,000 円を限度
3 祝金・祝品・記念品	各種総会、大会、記念式典、行事、受賞(章)祝賀会等に対する祝金・祝品・記念品	1 件につき 10,000 円を限度。ただし、会費を徴する場合は贈呈しない。
4 見舞	町政関係者(現職に限る。)の病気、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金	別表第 1 に定める基準による額
5 香典	葬儀等における香典、生花に係る経費	別表第 2 に定める基準による額
6 贈答品	来客や訪問先等への贈答品(町政運営上必要と認められる場合に限る。)	1 件につき 10,000 円を限度
7 激励金	町からの助成又は補助がなく、町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体	1 件につき 10,000 円を限度

	等の激励に係る経費	
8 協賛金	町からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	1件につき10,000円を限度

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項の基準額により難しい場合は、社会通念上必要と認められる額を支出することができる。

(公開する内容)

第4条 町長交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出月日
- (3) 件数
- (4) 支出金額

(公開の時期)

第5条 町長交際費の公開は、3カ月毎行うものとし、3カ月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公開の方法)

第6条 町長交際費の公開は、その内容を総務課において閲覧に供するとともに、町のホームページに掲載する。

(見直し)

第7条 この要綱は、交際費の支出内容及び支出金額が町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成29年7月14日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年要綱8月5日第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

見舞の支出基準

対象者	見舞金	適用
地元選出国會議員、県議會議員、近隣の市町村の長、町議會議員	10,000円	2週間以上の入院治療を要する場合に限る
区長、町民会館長、議会の議決を得て選任される行政委員	5,000円	

備考 議会の議決を得て選任される行政委員とは、教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、消防委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員をいう。

別表第2 (第3条関係)

香典の支出基準

対象者		香典	生花	初盆
常勤の特別職の職員、議会の議員	本人	10,000円	1基	各5,000円 (必要に応じて盛籠)
	配偶者、実父母、子	10,000円	1基	
	同居の義父母	10,000円		
	同居の祖父母	5,000円		
一般の職員	本人	10,000円	1基	
	配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円		
	同居の祖父母	5,000円		
行政関係者(選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会等)	本人	10,000円	1基	
	配偶者、実父母、子、同居の義父母	10,000円		
国會議員、県議會議員、近隣の市町村の長、副長	本人、配偶者、実父母、子、同居の親族	田川郡町村会と申し合わせて支給金額を決定する		
前に町の特別職の職員、一般職の職員であった者	常勤の特別職の職員、議会の議員	10,000円	1基	
	一般職の職員(退職後15年以内)	10,000円		
その他町長が特に必要と認める者		社会通念上妥当と認められる額		

備考

- 2つ以上の事項に該当するときは、支給額の高いものとする。
- 病院、施設に入居していた場合も同居とする。